

新幹線プレス

2017年8月29日

No.357

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

安全で働きがいのある職場環境をつくるために 要求獲得に向けてさらに声をあげよう！！

Part 2 車両所関係

2017年度基本協約・協定改訂に向けて、本部は198項目にわたる要求を掲げ、交渉を進めてきています。私たち新幹線地本としても、運輸所関係55項目、車両所関係75項目、駅関係17項目の要求について、8月22日幹鉄事に対し早急に協議の場を設け誠意ある回答を示すよう申し入れています。労働条件の改善と安全で働きがいのある職場環境をつくるために、これ以上の労働強化を許さない要求獲得に向け職場からさらに声をあげていこうではありませんか！

今号においては、車両所関係についての申し入れ内容をお伝えします。

1. 各車両所に関する共通事項

- (1) 毎月10日に発表されていた休日指定予定日を平成29年4月1日以降の勤務から公表を廃止したが、労基法では稼働日（労働日）に年次有給休暇を与えなければならないとなっている。年休を申し込んだ日が休日となるのは、労基法違反であることから、従前通り、翌月の休日を10日までに発表すること。
- (2) 54歳原則出向は廃止すること。尚、廃止しない場合は年度初に具体的な人数も含め、前広に計画予定を明らかにすること。
- (3) 車両所に導入されたいわゆる『復帰教育』は、見せしめの教育であるため直ちに中止すること。
- (4) 車両所において、所長権限により車両係でありながら技術系の業務を担当させる。いわゆる「ゴールデンハンマー」は直ちに廃止し、技術系の登用を増やすこと。
- (5) 管理者による一方的な指摘・注意がボーナスカットの理由とされている。このような恣意的な指摘行為は直ちにやめること。
- (6) 一作業に対する提出書類物（調査報告書・故障報告書・チェック表等）が多く作業開始及び終了が大幅に遅れるし、作業しづらいため簡素化すること。
- (7) 第一検修庫、第二検修庫は老朽化により、屋根上からの雨漏れ、床コンクリートの欠損による段差の発生、さらには側溝のグレーチングに凹凸の危険個所が多数ある。よって、労働災害防止及び、運転事故防止のため早急に一斉点検を実施し対策を行うこと。

- (8) 検修庫の夏季の暑さ対策及び冬季の寒さ対策を強化すること。なお、熱中飢、ネッククーラー、汗ふきパットなどは根本的な解決とはならないため、庫全体の冷暖房をしっかりとできる設備を設けること。
- (9) 夏季における屋根上は、温度が異常なほど上昇するためパンタグラフ点検場所のスポットクーラーを既に設置されているものは新品に交換すると共に、未設置箇所には新設すること。
- (10) 第一、第二検修庫作業番線デッキ側の屋根上には転落防止柵がないので労災防止の観点から設置すること。
- (11) 第一・第二検修庫のピット灯、サービスデッキ下部の蛍光灯、屋根上点検通路の蛍光灯を定期的に点検し、不具合箇所は早急に修繕すること。特に7番線・8番線は蛍光灯を交換しても点灯しない箇所があるので、早急に灯具を交換すること。
- (12) 第一・第二検修庫の上部窓を電動開閉式にすること。
- (13) 第二検修庫の3番線から6番線の大扉の開閉を自動化すること。
- (14) 第二検修庫の各サービスデッキの天井の水銀灯の滅灯箇所が多数あり、申告してもそのままの状態が一年近く続いている。特に庫3・4番線用サービスデッキ天井の9号車付近(水銀灯番号3-37・3-38)は並んで滅灯しているため、作業場所が薄暗く危険である。早急に対処すること。
- (15) 第二検修庫東京方の男子大便所が1つしかないので増設か新設すること。
- (16) 各外勤室にAEDを配置すること。
- (17) 第二検修庫と総合庁舎間に屋根付きの歩行通路を設置すること。
- (18) 総合事務所棟内の過剰なまでの監視カメラは精神衛生上問題あるため、直ちに撤去すること。
- (19) エレベーターホール等の冷暖房対策をすること。
- (20) 総合事務所棟の更衣室は、男性用と女性用の階を別にすること。
- (21) 総合事務所棟4階の各更衣室の天井空調吹き出し付近にカビと思われる汚れが目立っている、健康上問題であるため、定期的に清掃するなどの対策を講じること。
- (22) 総合事務所棟4階洗濯機室の自動洗濯乾燥機は、一回の洗濯に非常に時間が掛かる上に、中には乾燥出来ていないことが多々ある。その為に洗濯したくても出来ないということがあるため、短時間で洗濯乾燥できる機種に変えるか増設するなどの対策を講じること。
- (23) 総合事務所棟4階の各更衣室のタオル掛けは、密集してタオルどうしが接触し、上かけられたタオルから搾り切れない水が滴るなど、感染症を発症しかねないような不衛生な状態にあるため、接触や二段掛けしないように改善すること。
- (24) 浴室の転倒防止マットにカビ・汚れ等が付着している。マットを撤去し、滑り止め加工を施した床材にすること。
- (25) 風呂場の排水が詰まりやすいので、定期的に点検し補修すること。
- (26) 浴室の鏡が傷等で見えない物が多いので改善すること。
- (27) 浴室脱衣所にマッサージチェアを配備すること。
- (28) 社員食堂は、社員食堂の割には値段が高いため安くすること。また、唐辛子を入れたメニューが多いためメニューの改善すること。
- (29) 車両所におけるパンや飲料水の自動販売機の商品の値段をもっと下げること。また、総合事務所棟6階談話室にもパンや菓子とカップ麺の自販機を設置すること。

- (30) 第一検修庫・第二検修庫内の各詰所近くに飲料水の自販機を設置すること。
- (31) 各詰所内に受動喫煙を防止する「喫煙ルーム」を設置すること。また、スペース等の問題で設置できない場合は、詰所の近くに「喫煙ルーム」を設置すること。
- (32) 現在の喫煙所に屋根と椅子を設置すること。
- (33) 通勤バスについて以下の通り改善すること。
 - ① 品川発の7時10分、8時00分、8時10分を新設すること。
 - ② 品川発14時台のバスダイヤは、間隔を均等にするため14時35分発を14時45分発とすること。
 - ③ 交検休日（非稼働日）の品川発ダイヤは7時10分を新設し、以降は10分間隔とすること。
 - ④ 総合事務所棟発は交検出勤日、休日共に、9時から10時30分までは、15分間隔のダイヤとすること。
 - ⑤ バスの降車については、常時後方のドアも開き降車させること。

2. 東京仕業検査車両所に関する事項

- (1) 仕業検査の作業中に、管理者が作業を中断させて試問しているため業務に支障する。よって、作業中の試問は一切止めること。
- (2) 管理者が検修庫の柱の陰や運転台の裏など物陰に隠れてこっそりと作業の監視を行っている。また、作業に集中している背後から突然現れ、驚かすというような異常な行為が行われている。このような行為は安全上も問題であるので直ちに中止すること。
- (3) 仕業検査は連続して5～6時間も歩きっぱなしということもあり、体力的に負担が大きく、疲労による集中力低下や足元がふらつきつまずくことも多くある。よって、仕業検査班を第一、第二ともに1班ずつ増やすこと。
- (4) 作業時分に見合った入換計画表（通称「ウナギ」）とすること。仕業検査の標準化も新たなものとなり以前より作業時分が延びている。さらにスリ板交換作業等が発生すると計画表通りとはいかない場合も多々発生している。現在の作業時分に見合った入換計画表とすること。
- (5) 夜間のき電停止が計画されている場合は、仕業検査施行本数を11本未満とするなどの制限を設けること。なお、き電停止は2：30、3：00、3：30の3パターンがあるため、各き電停止時間毎に本数を制限すること。
- (6) B編成のATCチャートに「シュヘンカンソウチブフロアメヅマリ」のハツカイ印字があった場合はその都度当直へ報告し、かつそのチャートをコピーしてFAX送信している。しかし、1週間位経過しても修繕がなされず、そのままになっている状態が見うけられる。早急に修繕を実施することはもとより、直ぐに修繕ができない場合は、ATCチャートのコピーに時間を要し仕業検査が遅れることを避けるために、当直への電話連絡だけで済ませること。
- (7) B編成の仕業検査を庫1、2番線で施工した場合、110Wの蛍光灯取替などの修繕が発生した際に作業性と安全性が損なわれるため、庫1、2番線には極力入れないようにすること。
- (8) 庫1・2番線間のサービスデッキでの自転車利用を可能とすること。
- (9) 第二検修庫1・2番線において、作業効率および安全確保のために、サービスデ

ッキ上に部品や工具を運搬するための小型電動カートを導入すること。

- (10) 庫1番線の車両検修車は、充電が羽田方でしかできないため羽田方に駐車しているため、仕業検査が急遽1番線に番線変更となった場合その都度東京方に移動させている。しかし、それには時間がかかり仕業検査開始時間が遅れるなど非効率である。よって、庫1番線の東京方にも車両検修車の充電設備を施すこと。
- (11) 庫5番線に車両検修車を早急に配置すること。また、効率化により、作業量は格段に増して社員は疲労が蓄積しているため、労災防止の観点からも第一検修庫の全番線にも車両検修車を配置すること。
- (12) 庫9番線の車両検修車は揺れが大きいためレールの改善をすること。
- (13) 庫10番線～12番線ピット内に水たまりが多数あり非常に危険である。抜本的な対策をすること。
- (14) 庫12番線脇又はサービスデッキに蛍光灯等の置き場を設置すること。
- (15) 第一検修庫および第二検修庫の仕業検査休憩室（待機室）にテレビと長椅子を設置すること。

3. 東京修繕車両所に関する事項

- (1) ウェアラブルカメラ装着の作業は、安全面で問題がある。また、人権無視の監視労働であるため直ちに中止すること。
- (2) 構内操縦者同士が相互に採点する社員同士での監視労働は中止すること。
- (3) 構内操縦者の休憩時間については、昼イ1～イ5は一時間の通し休憩になったが、昼イ6と昼イ7の構内操縦者の休憩時間が分割となった。また夜出の食事休憩は40分では十分な休憩もできないため、安全面からも問題である。よって、休憩時間は分割せずに1時間連続してとれるようにすること。
- (4) 入換作業において、列車報の変更は列車扱所（列車当直）が操縦担当者全員に責任をもって伝達すると共に、操縦詰所にFAX機を設置し、変更の都度番号をつけてFAXを送ること。
- (5) 昼入6の担務が内勤勤務の技術パートが行うこととなった。本業の技術パートとの兼務では当然入換の本数は少なく、その分を各入換担当者に割り振られている。技術との兼務は解消すること。
- (6) 庫内での仕業検査車両の前部標識灯がハイビームのため、入換での入庫時に眩しく前方確認が出来ないため危険である。従って、庫内の車両は、前部標識灯は減光を基本とすること。
- (7) 基本的（交検・修繕・滞泊車両等は除く）に庫内の車両には手歯止めは使用しないこと。
- (8) 停止位置目標が夜間・早朝非常に見づらい。名古屋車両所（日比津）のように反射板を使った物に改修すること。または自光式（LEDなどで光る）とすること。また、汚れていて見えない箇所もあるので、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (9) 着発線に構内操縦用の待機場所（小屋など）を設置すること。具体的には着発1番線脇および着発34－35番線間に設置すること。
- (10) 第二検修庫内の構内操縦詰所付近の構内操縦者用の個人用ロッカーは、かつて分煙化による喫煙場所のスペースを確保するために撤去された。しかし、今月から新たな分煙化により喫煙場所が全く別な場所に移動した。よって、以前のようにその

スペースに構内操縦者用の個人用ロッカーを設置すること。

- (11) 安全チョッキを勤務の点呼後にその都度受け取っているが、個人貸与とすること。
また、雨具（合羽・長靴など）も同様に個人貸与とすること。

4. 東京交番検査車両所に関する事項

- (1) 庫から庁舎までの移動時間を勤務時間内とすること。特に、交番検査終了後、記帳室からの退出時間が遅いため、昼の休憩時間確保及び退庁点呼に並ぶのに急いで移動しているのが現実であり焦りと混雑（庁舎エレベーター含む）で傷害事故を起こしかねない。
- (2) 交番検査の運用調整日（白日）が年間17日発生するということであり、現在はこの白日を一日中教育などに充てている。しかし、この白日を一日中教育とせずに、A交のみ施工もしくはP交とE交のみ施工するなどの運用調整をすること。
- (3) ユニットでの定例作業以外に発生する特別な作業にもユニットで対応する機会が増えているが、ユニットは定例作業で時間的余裕がない。従って、定例作業以外に発生する作業に対応するためにも特修班の要員を増やすこと。
- (4) 加圧機能検査での「側引戸引通しテスト」において、「安全帯を着用」とされているがデッキ中央部での作業であり、安全帯を着用しなくても安全上の問題はない。よってこの作業は「安全帯」は不要とすること。
- (5) 各ユニットの工具や机および待機場所が7番線と8番線間の通路に設置されたが、7番線山側の放送装置はそのままであり、非常に作業性が悪い。よって、この放送装置を庫7番線海側に移設すること。
- (6) 庫7番線、庫8番線で交検を施工時、常に隣の番線に電車が加圧状態で在線しているため、その騒音によって、運転台からの放送が聞こえないことや、検査時のエア漏れ確認にも依然として支障がある。また、各ユニットの待機場所においては、隣の電車からの送風がちょうど当たるため、体調を崩しかねない。また、これから暑くなると熱風がこもり熱中症も心配される。よって、交検施工時は隣の番線の電車は無加圧状態とすること。
- (7) 検修庫の夏の暑さ、冬の寒さ対策を万全とすること。
- (8) 検修庫内には以前、縦型ロッカーを個人個人に配置されていたが、新体制時に突然、記帳室内に小型ロッカーを設置しそれに集約させられ、従来の縦型ロッカーが撤去された。しかし、このため作業服が収納しきれない、あるいは作業で汚れた作業服を収納できなくなったなど、不都合が生じている。よって、従来通りの縦型ロッカーを再度配置すること。
- (9) 各ユニットにパーテーションを設置し、気軽に着替えができるようにすること。
- (10) 制服の洗濯後の受け渡し時間は現在、出勤時および昼の11時50分からとなっているが、この11時50分を休憩時間開始と合わせ11時30分からとすること。
- (11) 日・祝日の交検稼働日は、作業着洗濯物が受け取れる様にする事。
- (12) 庁舎7階の詰所が狭いので改善すること。

5. 三島車両所に関する事項

- (1) 着発線から電留線、仕業庫までの安全通路の足元が暗く転倒し怪我をするおそれがある。また、安全通路がでこぼこで危険であるので労災防止のために改善するこ

と。

6. その他の事項

- (1) 専任社員は、労働時間を短くし、休日を増やすこと。
- (2) 検修作業手当500円を倍増額すること。
- (3) 車両所の業務はパートによって年収に差がある。日勤勤務手当および交番検査手当を新設すること。

以上

粘り強い闘いで要求を勝ち取ろう！！